

をテシテ福徳會積立金の押戻し請求をなせり。但該女性  
状は不見全トシテ眞偽判明し難クを以テ、十三日午後より  
左記ト對し支拂ハシトセリ  
一名個人の印鑑の明書附 女性状を持来りするが  
一人自身取頭する云々

日争議團側の行動

午前八時 赤衛團員及日争議團員 郡出動 縣工を  
社前にて阻止し、六名 検束する。尚 三名 即積込村橋  
外 未だ座下迄に演説会を行ハ。又 同日午後九時 廿何  
造一即 徒弟 二十九名 中十九名 日争議 縣工に同情して出動  
を拒み、中沢町の房宿舎に立こせ罷つたので、会社側は狼狽

し出動を苦勸せんとし拒絶す

横束者代名 赤衛團員 三木一雄、石代節<sup>信</sup>、小川峰三、  
齋藤太<sup>次</sup>、鳥居定次、斎藤面作、横山<sup>峯</sup>三。  
同日午後五時 羊次、三名 郡白脇村方面に社員を派遣  
廿四日 五、十軒の争議 縣工の家庭訪問をし、<sup>た</sup>之と  
れを知りたる争議團本部には、大及河、齋、伊、井、藤、猪  
左次、鍋山貞親等 二十八名 自轉車に乘りて急行し、  
社員と衝突せしむる處、<sup>車</sup>松、岩、貝、野、付、り、二十  
七名を檢束す。

十四日